

# 徳島で働こう!

これから

徳島県内に就職する人の奨学金の返還を支援します。  
学部・業種は問いません。

全国枠

全国の大学、短期大学、大学院、高専、  
専修学校専門課程の在学生及び既卒者対象



1 募集期間 令和3年 8月1日(日) ▶ 令和3年 12月17日(金)

※当日消印有効

2 募集対象者 次の各項目のいずれにも該当する方

- 日本学生支援機構奨学金等(徳島県が認めるもの。)の貸与を「受けている方」又は「受けていた方(既卒者にあつては返還残額がある方(滞納がある場合を除く))」
- 徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方(公務員を除く)
- 大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程(大学等)を下表の「卒業年度」に卒業し、「就業開始期間」内に就業する方
- 徳島県内に住所を有する予定である方
- 既卒者にあつては、**R3.8.1時点で県外に在住し**、徳島県に移住することを希望する**30歳(R4.4.1時点)**までの方

在学学生	卒業年度	就業開始期間	備考
	令和4年度	卒業後～R5.9.30	修業年限以内で卒業する方 (やむを得ない事情があると認める場合を除く)
	令和3年度	卒業後～R4.9.30	
既卒者	卒業年度	就業開始期間	備考
	令和2年度 以前	<b>募集期間を経過した日</b> ～R5.9.30	修業年限以内で卒業した方 (やむを得ない事情があると認める場合を除く)

3 募集人数 150名程度

4 助成金額

■大学(短大除く)、大学院、高専の在学学生及び既卒者

- 日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R4.3.31時点)のいずれか少ない額) ……【上限額100万円】
- 日本学生支援機構有利子奨学金借受総額の1/3(既卒者については奨学金借受総額の1/3と奨学金返還残額(R4.3.31時点)のいずれか少ない額) ……【上限額70万円】

■短大の在学学生及び既卒者

日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R4.3.31時点)のいずれか少ない額) ……【上限額50万円】

■専修学校専門課程の在学学生及び既卒者

日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R4.3.31時点)のいずれか少ない額) ……【上限額80万円】



徳島は宣言する  
**VS 東京**

## 5 応募方法

チェックリストにより提出書類に不備が無いことを確認した上で、次の書類を下記⑦の「お問合せ・応募先」あて、簡易書留で郵送(消印有効)してください。

- ①「とくしま帰帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請書
- ②奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの(既卒者にあつては奨学金返還証明書)
- ③学業成績証明書(取得単位数がわかり、直近の状況が記載されたもの)
- ④在籍大学等の推薦書(発行者が厳封したもの)(既卒者にあつては自薦書)
- ⑤住民票の写し(既卒者のみ)
- ⑥チェックリスト

※徳島県のホームページに各種様式のほか、募集要項等を掲載しますので、必ず御覧ください。  
※書類に不備がある場合は認定されないことがあります。

## 6 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、県内事業所で3年以上就業した場合に支援を開始し、就業4年目から8年目までの5年間、毎年度、助成金額の1/5を奨学金の返還に充てる費用として助成します。

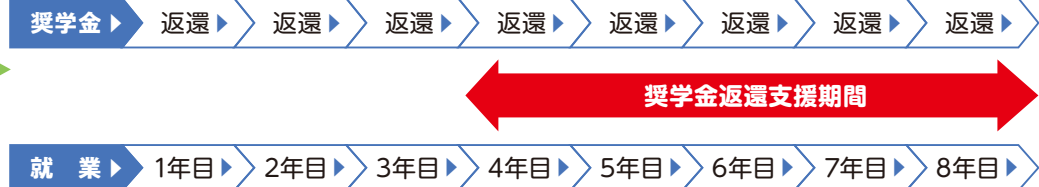
### 徳島県奨学金返還支援制度

助成候補者

※大学等卒業後県内で就業を継続したイメージ



大学等卒業



日本学生支援機構

## 7 お問合せ・応募先

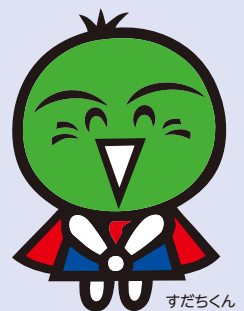
〒770-0045 徳島県徳島市南庄町5丁目77-1 徳島県自治研修センター内  
徳島県政策創造部 県立総合大学校本部

電話 088-612-8801 平日8:30から17:15まで

ファクシミリ 088-612-8805

E-mail [sougoudaigakkou@pref.tokushima.jp](mailto:sougoudaigakkou@pref.tokushima.jp)

様式のダウンロードや  
詳細の確認はこちら  
(徳島県HP)



支援企業からの  
寄附が  
この事業に  
使われています。

小川信雄教育基金



株式会社シーミュージック  
株式会社シーミュージック



(五十音順)